



選定療養費について



下記に該当する初診患者さまから

「初診時選定療養費」 2,500円(税込)をご負担いただいております。

- 当院に初めて来院された方
- 診察の間隔が12ヶ月以上空いて受診される方
- 疾病が医師の診断で「治癒」となった後に再度受診される方、また治療を自己中止された方

下記の患者さまは「初診時選定療養費」をご負担いたしません。

- ◎ 他の保険医療機関からの紹介状(診療情報提供書)を持参された方
- ◎ 救急車で来院され緊急な診療を必要とされる方
- ◎ 県内在住の方で公費負担制度の受給対象となられている方
- ◎ 生活保護法による医療扶助の対象となられている方



初診時選定療養費とは？

厚生労働省が病院と診療所の機能分担を図るために定めた制度で、他の医療機関からの紹介状がなく、200床以上の病院を患者さまの意思によって初診で受診された場合、保険医療費の他に当該受診病院の定めた自費金額を徴収できるというものです。

※初めて受診される方は『かかりつけ医』からの紹介状をご持参ください。

[紹介状(診療情報提供書)がある場合のメリット]

☆患者様の診療情報がスムーズに伝わり、診断や治療方針が明確になります。

☆初診時の選定療養費(2,500円)を負担することがなくなります。

(紹介状をお忘れの場合でも1週間以内に紹介状をお持ちいただいた場合は2,500円を返金いたします。)

古河赤十字病院